

平成 29 年 1 2 月 1 4 日
 こども・子育て支援会議 参考資料

地域型保育事業の連携施設について

<連携施設の仕組み等>

- ・地域型保育事業については 2 歳までの保育であることから、卒園後の 3 歳児の受け皿等の役割を担う「連携施設」の確保が認可基準において必須となっている。
- ・連携施設になれるのは、保育所・幼稚園・認定こども園
- ・連携施設の役割
 - ① 地域型保育を卒園した 3 歳児の受け皿
 - ② 代替保育の提供
 - ③ 保育内容の支援
 (給食提供や健康診断等の連携も可能)
- ・連携施設確保の経過措置

平成 31 年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置期間があり、本市は経過措置を適用し連携施設がなくても認可している。

政令市では浜松市、北九州市、福岡市、熊本市は経過措置を適用していない。

<大阪市における連携施設確保の状況>

	地域型保育事業所	連携施設が確保できている園
平成 28 年 4 月	1 2 0	2 7
平成 29 年 4 月	1 4 0	4 1
平成 29 年 10 月	1 4 3	4 7

<大阪市の連携施設確保推進の取り組み>

- 「連携支援交付金」の創設

連携施設になってもらうインセンティブとして、連携施設になった場合の経費を助成する本市独自の取り組み。平成 28 年度に連携支援補助金として創設し、連携施設確保に向けて平成 29 年度に給付要件を大幅に緩和した。
- こども青少年局職員による施設への協力依頼（個別訪問）

平成 28 年度上半期には、定員に余裕のある幼稚園を中心に、市内幼稚園の約半数（48 園）を個別に訪問し、制度説明や連携施設への協力依頼等を行った。28 年秋以降は、地域型保育事業者からの依頼により、連携先として希望する幼稚園等への訪問による仲介も開始した。

<連携施設の課題>

- 連携を引き受けた施設の負担・責任等が大きいなどから連携施設確保は進んでいない。
- 特に、連携施設の役割のうち「②代替保育の提供」について、施設側の合意を得るのが困難。

他法人が運営する施設の子どもを保育することの不安や、そもそも代替保育を行うための職員が確保できない等が主な理由。
- 平成 29 年 1 月に、代替保育の提供について連携施設となっている 36 施設に調査を実施したところ、実際に代替保育を提供したことがある施設は 6 施設あったが、すべて同一法人間の応援といったものであった。